

割引停止措置等の実施方法について

① 首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

現在、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)（以下「NEXCO 3社」という。）で実施している車両制限令違反車両の大口・多頻度割引の割引停止及びETCコーポレートカードの利用停止措置等を平成28年10月から首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路でも適用します。割引停止措置等の実施は、違反が行われた高速道路会社が管理する道路だけではなく、高速道路6会社が管理するすべての道路が対象になります。

なお、あわせて、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)においては、車両制限令違反以外の割引停止措置の要件も、ETCコーポレートカード利用約款に準じ、各社が割引停止措置を実施いたします。

② 車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。

現在、NEXCO 3社では車両制限令違反情報を共有し、ETCコーポレートカード利用約款に基づき、大口・多頻度割引の割引停止及びETCコーポレートカードの利用停止措置等を実施しておりますが、平成28年10月からは、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、割引停止及び利用停止措置等を実施いたします。

（※）車両制限令違反に対する点数については、高速道路6会社が管理するすべての道路における違反が合算されます。

上記のとおり、平成28年10月より高速道路6会社において統一的な運用を実施するにあたり、NEXCO 3社ではETCコーポレートカード利用約款を改正し、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)では、各社の営業規則を改正いたします。

（改正内容等については、後日、各社のホームページ等に掲載いたします。）

<参考>

【車両制限令違反に対する取り組み】

道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路を通行する車両は、車両制限令により重量・寸法等の制限値が定められています。（道路法第47条第1項）

この車両制限令に違反する車両のうち、特に重量違反車両は、国民の財産である道路を著しく劣化させる要因となるだけではなく、速度低下、操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であり、厳しく取り締まる必要があります。

高速道路6会社では、車両制限令違反車両を専門的に取り締まる部隊を組織し、日々、違反車両に対する指導取り締まりを行うとともに、悪質な違反者につきましては、別途、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路6会社連名による文書警告や車両制限令違反者講習会に悪質違反者（社）の責任者を招請して対面指導を行うなど、違反撲滅に向けた取り組みを行っているところです。

また、「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針（平成26年5月9日 国土交通省道路局）」に基づき、特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合、即時告発を実施するなど厳罰化を図っています。

【社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（抜粋）】

平成27年7月30日 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」において、次のように提言されています。

<大型車の効果的・効率的な利用を促すための料金施策>

- ・大型車による効果的・効率的な利用を実現するため、法令における処分の厳格化や自動取締り機器の増設等によるさらなる取締りの強化に加えて、都心部の交通集中による環境や構造物への負荷の軽減等を促進する圏央道などの環状道路の料金低減や都心部の通過交通に対する料金施策について検討を進めるべきである。
- ・加えて、特に構造物に致命的な損傷を発生させる過積載について、重量計の適切な運用により違反が確認された過積載車両に対する割引停止のあり方についても検討を進めるべきである。
- ・具体的には、東・中・西日本高速のみが導入している違反車両への割引停止措置等について、利用者への周知を図った上で、統一化するとともに、講じた措置を高速道路会社間で共有する必要がある。
- ・なお、特車許可基準についても、会社間で異なっている状況が一部残されており、車両の円滑な交通を確保するためにも、これまでの運用実態を見直して、統一化を行う必要がある。

割引停止措置等に至るまでのイメージ及び点数表

車両制限令違反をすると、違反現場にて高速道路6会社より措置命令書が発行されます。各四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）に違反の累積点数が30点以上となった場合、高速道路6会社より警告文書が送付されます。

警告文書には『平成◇◇年●●月から××月までの3か月間に再度違反を繰り返しますと、割引停止などの措置を行う場合があります』と期間が指定されております。

警告文書に記載された期間に再度違反を繰り返すと割引停止及び利用停止措置等が行われます。

【イメージ(例)】

年	平成●年												平成▲年		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
車限令違反	●30点以上			なし			●30点以上								
(講習会)						(◆)									
処分等						★6会社より警告					割引停止等決定		割引停止等実施		
											警告書発行				

【点数表】

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

諸 元			点 数		
			3 点	5 点	1 5 点
高さ（m）		指定道路内	—	4. 11～4. 30	4. 31～
		指定道路外	3. 81～4. 00	4. 01～4. 30	4. 31～
幅（m）			2. 51～3. 00	3. 01～3. 50	3. 51～
長さ（m）	単車		12. 01～15. 00	15. 01～	—
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	・ 高速自動車国道 （はみ出し有）			
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの	・ 一般有料道路等（本州四 国連絡道路、首都高速道 路、阪神高速道路を含む）			
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	・ 高速自動車国道 （はみ出し無）	16. 51～21. 00	21. 01～	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの		18. 01～22. 50	22. 51～	—

諸元		最遠軸距	車長 (m)	点 数			
総重量 (t)	高速道路・指定道路	(m)		3 点	5 点	1 5 点	3 0 点
		0. 00～5. 49		20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～
		5. 50～6. 99	～8. 99	20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～
		5. 50～6. 99	9. 00～	22. 01～27. 50	27. 51～33. 00	33. 01～72. 00	72. 01～
		7. 00～	～8. 99	20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～
		7. 00～	9. 00～ 10. 99	22. 01～27. 50	27. 51～33. 00	33. 01～72. 00	72. 01～
		7. 00～	11. 00～	25. 01～31. 25	31. 26～37. 50	37. 51～75. 00	75. 01～
		指定外の一般有料道路等		20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～

セミトレーラ及びフルトレーラ（特例車種）

諸 元			点 数		
			3 点	5 点	1 5 点
高さ（m）		指定道路内	—	4. 11～4. 30	4. 31～
		指定道路外	3. 81～4. 00	4. 01～4. 30	4. 31～
幅（m）			2. 51～3. 00	3. 01～3. 50	3. 51～
長さ（m）	高速自動車国道（はみ出し有）		12. 01～15. 00	15. 01～	—
	高速自動車国道 （はみ出し無）	セミトレーラ（特例車種）	16. 51～21. 00	21. 01～	—
		フルトレーラ（特例車種）	18. 01～22. 50	22. 51～	—
	一般有料道路等（本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む）		12. 01～15. 00	15. 01～	—

諸元		最遠軸距（m）		点 数			
		以上	未満	3 点	5 点	1 5 点	3 0 点
総重量（t）	高速道路	～	8. 00	20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～
		8. 00	9. 00	25. 01～31. 25	31. 26～37. 50	37. 51～75. 00	75. 01～
		9. 00	10. 00	26. 01～32. 50	32. 51～39. 00	39. 01～76. 00	76. 01～
		10. 00	11. 00	27. 01～33. 75	33. 76～40. 50	40. 51～77. 00	77. 01～
		11. 00	12. 00	29. 01～36. 25	36. 26～43. 50	43. 51～79. 00	79. 01～
		12. 00	13. 00	30. 01～37. 50	37. 51～45. 50	45. 51～80. 00	80. 01～
		13. 00	14. 00	32. 01～40. 00	40. 01～48. 00	48. 01～82. 00	82. 01～
		14. 00	15. 00	33. 01～41. 25	41. 26～49. 50	49. 51～83. 00	83. 01～
		15. 00	15. 50	35. 01～43. 75	43. 76～52. 50	52. 51～85. 00	85. 01～
		15. 50	～	36. 01～45. 00	45. 01～54. 00	54. 01～86. 00	86. 01～
	指定道路	～	8. 00	20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～
		8. 00	9. 00	25. 01～31. 25	31. 26～37. 50	37. 51～75. 00	75. 01～
		9. 00	10. 00	26. 01～32. 50	32. 51～39. 00	39. 01～76. 00	76. 01～
		10. 00	～	27. 01～33. 75	33. 76～40. 50	40. 51～77. 00	77. 01～
	指定外	～	8. 00	20. 01～25. 00	25. 01～30. 00	30. 01～70. 00	70. 01～
		8. 00	9. 00	24. 01～30. 00	30. 01～36. 00	36. 01～74. 00	74. 01～
		9. 00	10. 00	25. 51～31. 88	31. 89～38. 25	38. 26～75. 50	75. 51～
		10. 00	～	27. 01～33. 75	33. 76～40. 50	40. 51～77. 00	77. 01～